

前橋市監査委員公表第26号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年2月25日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

市民部定期監査結果に係る措置通知書

措置日 令和4年2月8日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：生活課】</p> <p>1 補助金等交付事務について（要望事項）</p> <p>地域対策事業補助金について、主に自治会が管理している神社等敷地内の樹木の伐採や、石碑の固定による地域住民の安全な敷地利用のためとして補助金を交付しているものがあつた。生活課においては、提出された交付申請書等を審査する中で、神社等の関係から政教分離の原則に抵触しないと判断し、補助金を交付していたものである。</p> <p>こうした補助金の申請は、日頃から慎重に審査し、対応しているとのことであるが、同補助金交付申請書を受け付ける市民サービスセンター等のほか、同様の補助金を交付している大胡、宮城、粕川及び富士見の各支所でも、統一的な見解のもとで事務処理を行えるよう、部の主管課である同課から改めて補助金審査の対応について周知されたい。</p> <p>【監査対象所属：市民課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 見積合わせについて</p> <p>斎場一般廃棄物処理（収集運搬）委託業務において、役務等業務に係る契約事務取扱要領第5条第1号では、予定価格が10万円を超え50万円までのときは2者以上選定するものと規定しているが、特別な事情もなく1者による見積合わせを実施していた。</p> <p>契約規則第17条第1項、役務等業務に係る契約事務取扱要領にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 指名業者の選定について</p> <p>斎場自家用電気工作物保安管理業務の長期継続契約において、役務等業務に係る契約事務取扱要領第5条第3号では、予定価格が100万円を超え500万円未満のとき指名競争入札に参加させようとする者を4者以上指名するものと規定しているが、特別な事情もなく指名競争入札の選定業者を3者として入札を実施していた。</p> <p>役務等業務に係る契約事務取扱要領、長</p>	<p>地域対策事業補助金の交付事務について、過去の実績において、主に自治会が管理している神社等敷地内の樹木伐採等を内容とする補助金申請が見受けられるが、補助金交付審査の際は該当地域と神社等との関係性、実施事業の必要性や目的を確認し、政教分離の原則に抵触しないことを念頭に置き、慎重を期して審査している。</p> <p>今後も同様の申請がなされることも想定されることから、政教分離の原則も含め、より明確かつ統一的な事務処理を行うため、要項の見直しや独自のチェックリストの作成などを検討し、市民サービスセンターや各支所と補助金審査の対応について共有することを決定した。</p> <p>業者選定については、チェックリストによる係長、正副担当の複数人での確認を徹底し、契約規則及び役務等業務に係る契約事務取扱要領にのっとり、適正な業者数を選定するよう改善することを決定した。</p> <p>指名業者の選定については、チェックリストによる係長、正副担当の複数人での確認を徹底し、役務等業務に係る契約事務取扱要領及び長期継続契約に係る契約事務運用指針にのっとり、適正な業者数を選定するよう改善することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>期継続契約に係る契約事務運用指針にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(3) 少額工事の発注手続について 斎場火葬棟制御室 エアコン室内機修繕において、令和3年9月1日付けで起案した少額工事(施設修繕)の施工及び契約についての伺書に、見積合わせを同月6日に実施するとした見積合わせ通知書が添付されていた。しかし、同伺書には起案日と同日付けの少額工事(施設修繕)見積書や、見積合わせ前の同月3日付けの支出負担行為状況書が添付されており、見積合わせが通知した日に適切に行われたことが確認できなかった。 少額工事事務処理要領第10条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：大胡支所】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 大胡支所電話設備障害対応修繕ほか3工事の見積合わせ通知書において、少額工事事務処理要領第10条第1項第5号で規定する様式で通知せず、予定価格の事前公表を行う工事等に使用する様式で予定価格を記載し通知していた。 少額工事事務処理要領第10条にのっとり適正な発注手続を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：宮城支所】</p> <p>1 補助金等交付事務について（指摘事項） (1) 補助金の交付申請について 令和2年度宮城地区参道松並木整備事業補助金において、交付申請書に記載した事業の実施予定期間の始期より後に、交付申請書の提出を受けて交付決定し、概算払を行っていた。 補助金等交付規則第5条、補助金交付要項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。 (2) 補助金の審査について 令和2年度宮城地区粟の献穀事業補助金において、補助金交付要項では、交付申請時及び実績報告時に提出する書類に市</p>	<p>少額工事の発注については、少額工事の事務処理手順による確認を徹底することにより、少額工事事務処理要領にのっとり、適正に見積合わせを行うよう改善することを決定した。</p> <p>少額工事見積合わせ通知書については、次の発注手続から担当係長、正副担当の複数人で様式等の確認を行い、少額工事事務処理要領にのっとり適正な事務処理を行うよう改善することを決定した。</p> <p>宮城地区参道松並木整備事業補助金については、令和4年度より補助金交付要項等を見直し、早い時期から補助事業者と緊密な連絡調整を行い、申請書類の提出などの事務進行を管理することとし、また、チェックリストによる係長、正副担当の複数人での確認を強化するなど、適正な事務処理を行うよう改善することを決定した。</p> <p>宮城地区粟の献穀事業補助金については、補助金の充当先を明記するように補助事業者へ指導し、交付申請時及び実績報告時は、補</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>補助金の充当先を明示するように規定しているが、交付申請時の収支予算書及び実績報告時の収支決算書に、補助金の充当先が明記されておらず、補助事業の執行について、適正に審査し補助金額を確定しているとは言い難い状況であった。また、令和3年度の交付申請時の収支予算書も補助金の充当先が明記されておらず、適正に審査し補助金交付決定をしているとは言い難い状況であった。</p> <p>補助金等交付規則第5条、第10条、補助金交付要項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 契約書の記載事項について 宮城支所自家用電気工作物の保安全管理業務の契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。</p> <p>契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 少額工事の発注手続について 宮城支所太陽光発電設備修繕において、令和3年6月18日付けで少額工事（施設修繕）の施工及び契約についての伺書を起案しているが、工事内訳には同年5月12日に実施した仮復旧修繕工事の費用も含まれており、修繕工事の一部が契約締結前に行われていた。</p> <p>また、少額工事（施設修繕）見積合わせ通知書を送付せず、少額工事見積書については少額工事（施設修繕）の施工及び契約についての伺書の決裁前に徴していた。</p> <p>少額工事事務処理要領第10条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：粕川支所】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>粕川支所自動ドア保守点検業務において、指名競争入札を行っているが、予定価格の範囲内の入札がなく、また、再度の入札を実施できなかったにもかかわらず、入札執行要領に基づかない、1者による見積合わせを直後</p>	<p>助金等交付規則及び交付要項等にのっとり、より厳正な審査を行うことを決定した。</p> <p>契約時においては、契約規則等の適用する規定等を十分確認し、チェックリストによる係長、正副担当の複数人での確認など、書類作成に当たっての確認体制を強化することを決定した。</p> <p>少額工事の発注手続については、契約規則や少額工事事務処理要領等を十分確認し、作成書類を係長、正副担当の複数人で確認するなど、確認体制を強化することを決定した。</p> <p>契約事務については、地方自治法、地方自治法施行令、入札執行要領、役務等業務委託契約事務マニュアル等にのっとり適正な事務処理を行うことを決定した。</p> <p>また、様々なケースを想定し、事前に関係</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>に執行していた。</p> <p>地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項、入札執行要領第16条第2項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>粕川支所2階において、居室の床面積合計が400㎡を超えることから、建築基準法施行令第121条第1項第6号ロ及び第2項により、2階から地上に通ずる2以上の直通階段を設けて、その階段に通ずる廊下を2方向の避難経路として確保していたが、廊下の一部を会議室と一体利用することが常態化され、片方の避難経路が失われていた。また、一体利用している会議室への扉が施錠され、避難経路を塞いでいた。</p> <p>群馬県建築基準法例規・事例集には、「廊下一居室という避難経路は適当とはいえない」とあることから、通常時は避難経路である廊下と会議室を一体利用しないよう利用形態を改めるとともに、廊下に設置した扉は施錠せず常時開放可能な状態とし、適切な避難経路を確保するよう改善されたい。</p> <p>3 避難経路上の両開きドアの開き方向について（要望事項）</p> <p>粕川支所2階において、避難経路となる廊下に設置している両開きドアが避難方向と反対の方向に開く構造となっており、災害時の避難を妨げるおそれがあった。</p> <p>災害時に多くの人々が速やかに避難するために、両開きドアは避難方向に開放する構造となるよう検討されたい。</p>	<p>課との調整や支所内での共通認識を図り対応することとした。</p> <p>一体利用することが常態化されていた廊下の一部と会議室については、移動式パーティションにより一体利用が常態化しないよう利用形態を改めた。</p> <p>また、廊下に設置した扉は施錠せず、常時開放可能な状態に改善し、適切な2方向の避難経路を確保した。なお、扉に設置した錠は撤去することを決定した。</p> <p>両開きドアについては、災害時に多くの人々が速やかに避難できる方向に開放する構造となるよう改修することを決定した。</p>
<p>【監査対象所属：富士見支所】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>地域振興課が所管する普通財産である富士見町原之郷654番2の所在土地は、現在ショッピングモールの駐車場の一部として使用されているが、普通財産の貸付手続を行っていなかった。</p> <p>財務規則第199条にのっとり、適正な貸付事務を行うよう改善されたい。</p>	<p>富士見町原之郷654番2の土地については、土地開発事業に伴い事業者が道路の払下げ後、道路用地として旧富士見村に寄附された土地である。当該土地について、旧富士見村に寄附されることとなった経緯、所有権移転後に行われた貸付、公共物占用手続の有無等を調査し、財産区分に応じた適正な手続を行うことを決定した。</p>